指名停止措置一覧

指名停止事業者の名称又は商号	指名停止期間	措置要件	指名停止理由
（株）竹中工務店	令和８年１０月１３日～令和８年１１月１２日まで（１か月）	不正又は不誠実な行為	当該業者の社員は、令和７年２月から５月までの間に、大阪・関西万博会場の工事に関して水増しした請求書を下請け業者に提出させ、当該業者に財産上の損害を与えた疑いがあるとして、令和８年８月１９日に背任の容疑により大阪府警に逮捕されたもの。 このことが、本市の「富谷市入札参加業者指名停止要領」第３条第１項に規定する別表２措置要件１３（１）「不正又は不誠実な行為」に該当するため。
みらい建設工業（株）	令和８年１０月１３日～令和８年１１月１２日まで（１か月）	不正又は不誠実な行為	当該業者及びその社員は、名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６）」において、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和８年７月１７日付けで名古屋簡易裁判所から港則法違反により罰金刑の略式命令を受けたもの。 このことが、本市の「富谷市入札参加業者指名停止要領」第３条第１項に規定する別表２措置要件１３（１）「不正又は不誠実な行為」に該当するため。